

耐震改修工事には、アスベスト（石綿）の有無の事前調査結果の報告が必要な場合があります。

建物の改修や解体工事を行う際、アスベスト（石綿）の有無の事前調査結果の報告が施工業者の義務になりました。

※令和4年4月1日着工の工事から

住宅や建築物の「耐震改修工事」の際にもアスベスト（石綿）の有無の事前調査結果の報告が必要な場合がありますので、御注意ください。

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含まず。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ポイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

また、アスベストの事前調査には、耐震改修工事とは別に「費用」と「工期」がかかりますので、御注意ください。

詳細は、以下を御確認ください。

○厚生労働省ホームページより

<https://www.mhlw.go.jp/content/000853638.pdf>

○石綿総合情報ポータルサイトより

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/business/reform-customer/>

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-r4.pdf>